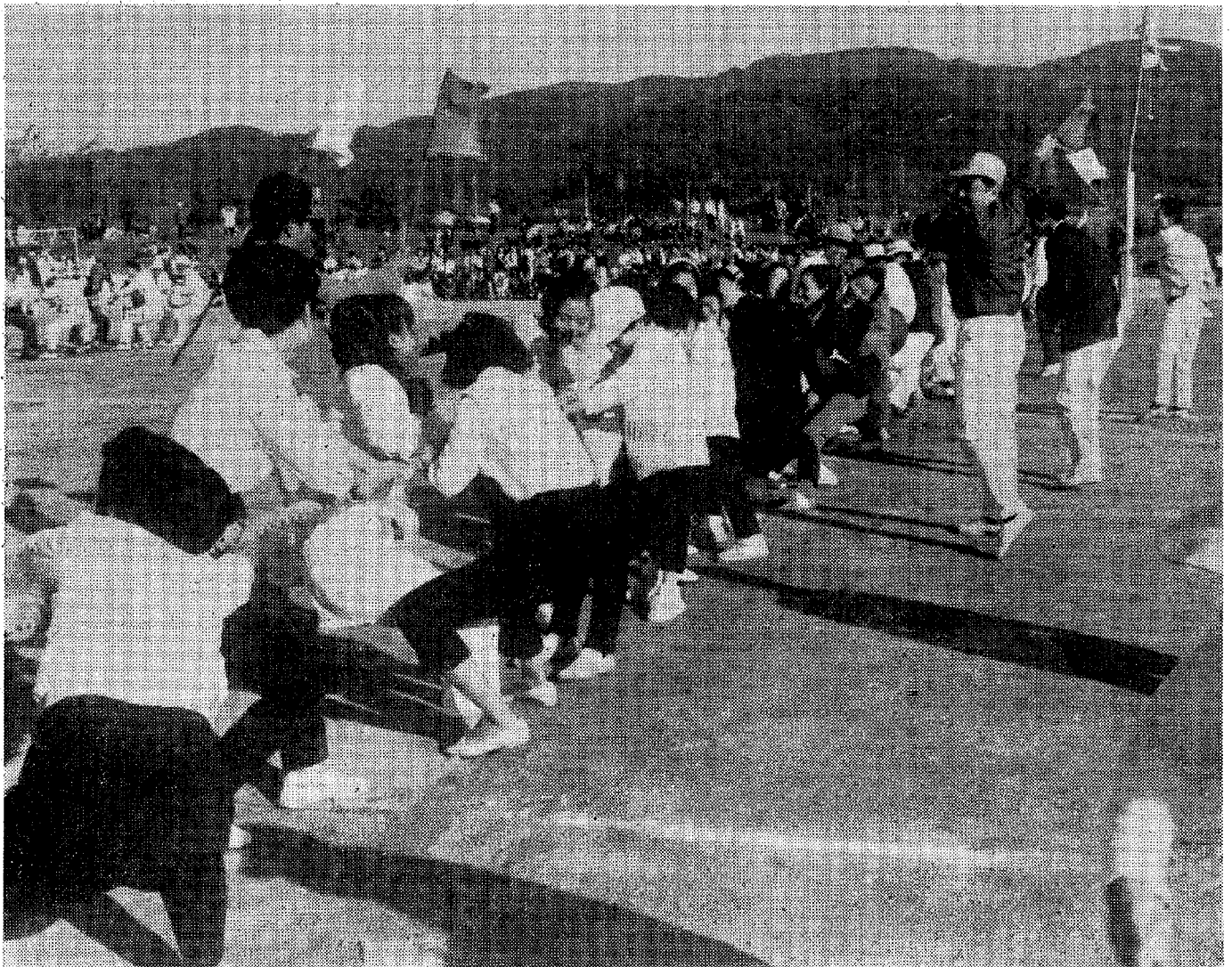


幸田町 広報

人口動態 (昭和44年9月1日現在)

総人口	19,468人
内(男)	9,065人
内(女)	10,403人
世帯数	3,933戸
出生	22人
死亡	10人
転入	82人
転出	69人
（8月中の移動）	
男	13人
女	9人
男	3人
女	7人
男	46人
女	36人
男	19人
女	50人

No.195 昭和44年10月1日 発行・幸田町 編集・企画室 印刷・あいち印刷



(昨年の町民運動会)

ス ポ ー ツ の 秋

10月26日は幸田町民大運動会

ことしも、恒例の町民大運動会を10月26日（日曜日）に幸田校中学運動場で開催されます。

ことしは自由参加のゆかいな競技もありますので老いも若きも日頃の若さをぶっつけてもらいたいものです。

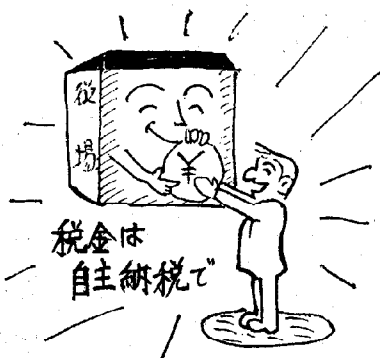
当日は9時よりはじまりますので近所そろって参加してください。

雨天の場合は11月2日の日曜日にのびします。

町 県 民 税 第 3 期 分 納 税 国民健康保険税

納期限は 10月28日 です

今月は、町県民税および国民健康保険税第3期分の納税の月です。納期限は28日ですから必ず納期限内に納税してください。



して恥ずべきことです。がもし滞納者の自宅職員が集金に訪れたとしたら、隣近所の人から白い目で見られたり、最近特に納税思想の教育を受けている子どもから不信をうけることになったり、縁談や

商売などのさまたげにもなりかねません。

期限内納税は日頃の心がけから

納税の場合、給与者の給料日や商売のかたの集金などの関係で納期限内に納めにくいときもあるかと思いますが、しかしどの税金でも第2期分以降になれば納める時期も税額も事前にわかっているものですから日頃から心がけていれば容易に納税できるものです。

自主納税で 明るい町づくり

臨戸集金は納税者の恥

納期限をすぎ、督促状を出してもなお、納付納付されないかたのところへは、職員が個別に訪問して納税の督促という名のもとに集金をしておりますが、これくらい理屈にあわない話はありません。納期限内に納めるかたはだまっていただけ、納められないかたにはわざわざ足を運んでサービスする結果となります。滞納者の一部には、住民への当然のサービスくらいに思っておられるかたもあるようですが、これは大きな誤りです。要するに税金は集金者の自覚と責任において進んで納期限内に納めるものです。

滞納は縁談、子どもの教育のさまたげ

税金を滞納することは当然納税者と

遺産の相続と分配

人が死亡すると相続がはじまり、その人の遺産は、当然に相続人によって相続されます。普通、遺産の中には、土地・建物・動産などのいわゆる積極財産はもちろ

ん、借金のようないわゆる消極財産も含まれます。

これらの財産は、相続人が一人であれば遺産全部(積極・消極財)を分配し、相続人ひとりひとりの分けまえをきめなければなりません。

分配のしかたについては、死んだ人が遺言で、相続が開始したときから五年以内は遺産の分配をしてはいけな

いときめればよいのです。ところが、話し合いをしても分配の方法などについて意見がまとまらない場合には、相続人の全員またはひとりから、他の相続人に対して、家庭裁判所へ調停または審判の申立てをして問題の解決をは

からなければなりません。家庭裁判所では、裁判官や調停委員が、遺産の種類とか性質、相続人の職業など、いろいろな点を考えて、法律できめられた線にそって、相

なるといって、話し合いをしても分配の方法などについて意見がまとまらない場合には、相続人の全員またはひとりから、他の相続人に対して、家庭裁判所へ調停または審判の申立てをして問題の解決をは

からなければなりません。家庭裁判所では、裁判官や調停委員が、遺産の種類とか性質、相続人の職業など、いろいろな点を考えて、法律できめられた線にそって、相

なるといって、話し合いをしても分配の方法などについて意見がまとまらない場合には、相続人の全員またはひとりから、他の相続人に対して、家庭裁判所へ調停または審判の申立てをして問題の解決をは

大地球儀・百科大辞典
故権田先生、農協から寄贈
去る七月三日に長い間幸田町の教育に尽されました前幸田中学校校長権田鹿三郎先生が永眠されました。ご遺族より幸田の教育に役立たせてくださいと大地球儀をご寄贈いただきました。中央公民館ロビーに展示させていただきます。

なお故権田鹿三郎先生には正五位に叙され勲五等双光旭日章をいただきました。故人のご冥福をお祈りします。
幸田町農業協同組合より英文大百科辞典のご寄贈をいただきました。
が相続 続人全員がなっとくするような分配案をだして調停をしますが、ど 人のひ うしても、相続人の意見がまとま たりが らないときは、審判で各相続人の 遺産を 分けまえをきめることとなります ひとり 占めに 家庭裁判所にあらわれた事件を して、 みますと、一見、遺産の分配をめぐ った ぐつての財産争いとみられるよう ました なものであっても、ほんとうの原 因は、相続人間の感情的な争いに 合いを あるというものが多くあります。 しよう ですから遺産の分配のことばかり としな

名古屋家庭裁判所岡崎支部は岡崎市長大寺町字奈良井三(名鉄バス「岡崎警察署前」下車東へ徒歩二〇〇米)電話(岡崎五一)四五二一代表)にあります。

昭和44年度商工業振興

資金融資のご案内

金融機関との取引の薄い中小規模の商工業者のかたがたの経営の振興に必要な事業資金を、市町村および取扱金融機関の協力を得て左記要領により信用保証付で融資することになりましたから、ぜひご利用ください。

一、取扱金融機関

県と関係市町村が指定した金融機関

二、申込者の資格

県内に一定の事業所を有し、引き続き六ヶ月以上同一事業を営んでいる会社または個人で、次

の各号に該当するかた

- (一)、鉱業、建設業、製造業、自動車整備業、機械修理業、運輸業(道路貨物運送業、水運業、倉庫業または運輸に付帯するサービス業に限る。)
- (二)、常時使用する従業員の数が50人以下
- (三)、税の滞納がないこと
- (四)、不渡処分により金融機関と取引停止中でないこと

詳細については役場産業課まで問合せください。

ガンに関する

講演と映画の会

日本対ガン協会主催によるガン征庄月間九月一日～十月三十一日二ヶ月間全国的に実施されます。

ガンは恐ろしい病気です。健康な体であってもガンと云う病気が既にかかっているのです、これは常に健康診断をして自分の体を知っておくことが大切です。知っておくことについて講演会と映画会を次の期日に開催いたしますから多数ご来場ください。

十月六日 午後一時
幸田町中央公民館ホール内
講演 愛知県ガンセンター



映画 第一内科部長 春日井達造

- (1)女性のガン死亡率0を目指して
- (2)胃かいよう。胃ガンの早期診断
- (3)ガンとたたかう

貯蓄で築こう豊かな社会

「貯蓄の日」強調特別運動

十月八日～十月十七日

十月十七日は「貯蓄の日」

全国一斉に「貯蓄の日」強調特別運動が新聞、ラジオ、テレビ等で運動の趣旨徹底に努め、国民の貯蓄思想の一層の高揚をはかるために展開されます。

町民の皆様もこの運動に賛同され、長期的な生活設計と健全な消費態度の確立を促し、各家庭に応じた目的貯蓄の実践に努めるとともに、

お子さまに對する貯蓄心の高揚にお力添えを願いたいものです。

なお十月十七日を「貯蓄の日」に選んだのは、この日が古来新穀を神に捧げて感謝してきた日であったので、新穀は勤労のみのもりでありこれを大切にすることがまた貯蓄の精神にも通ずることからであります。

貯蓄は明日への力

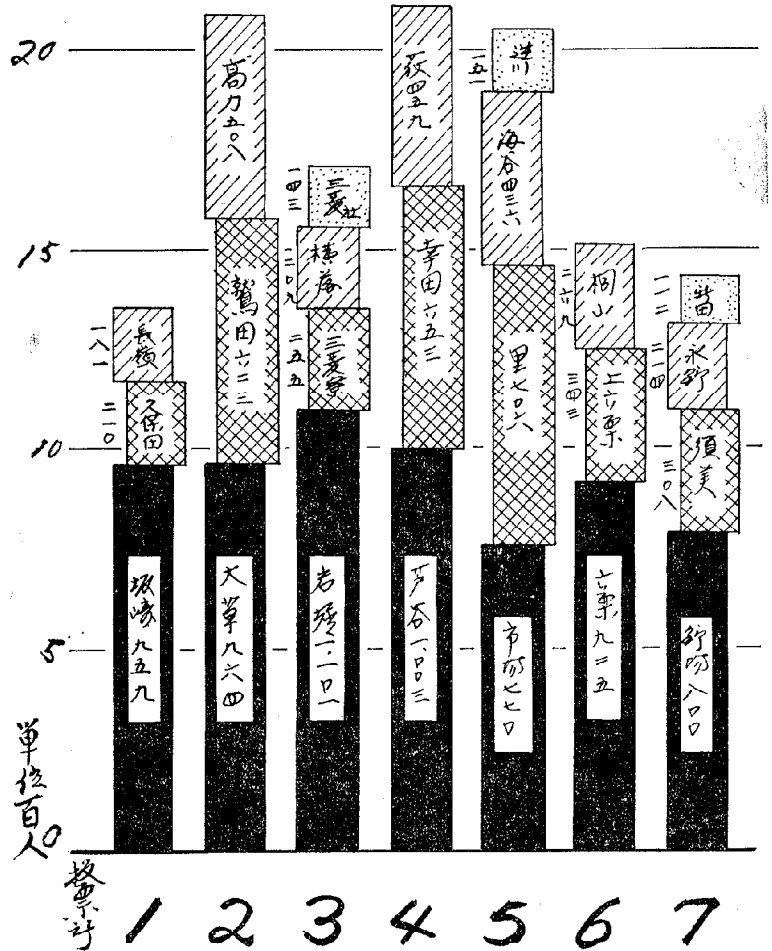
五の日は税の相談日

脱穀料金、もみ摺料金決まる

去る九月五日に幸田町農協本所に於いて、関係者出席のもと、本年度脱穀、もみ摺料金が次のとおり決定された。

半自動 時間当り	一〇〇〇円	移動料 1km以内	一〇〇円、1km増すごとに一〇〇円加算される
10アール当り	一五〇〇円	(二)もみ摺料金	
全自動 時間当り	一三〇〇円	俵(60kg)当り	一一〇円
10アール当り	一五〇〇円	〇アール当り	六六〇円
別に入夫賃が時間当り二百円		八時間当り手当	二二〇〇円
		機械の移動料一軒につき	一〇〇円が加算される。

送券人名法登録者数 584.9.10日現在
 12302名 内 男 5856人 女 6446人



飼犬が不用になったら

役場に届けましょう

不用犬の回収は毎月第三水曜日の午前九時より午後二時まで、役場に持参する場合は回収日または、回収日の前日にお願ひします。

愛知県条例第六号

犬による危害防止条例 抜萃

(目的)

第一条、この条例は、犬による人畜その他に対する危害を防止することにより、住民の社会生活の安

全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条、この条例で「所有者」と

町内神社祭礼日

月日	神社名	氏子	祭礼日	須美神社
10・4	深溝神社	里、市場の一部	10・10	火神社 上六栗
	御祖神社	市場、海谷の一部	10・12	神明宮 鷺田
	素盞鳴神社	里、海谷の一部	10・13	羽梨神社 逆川
			10・14	稻荷神社 荻
			10・15	大草神社 大草
			10・17	八幡宮 六栗
			10・17	熊野神社 野場
			10・17	秋葉神社 横落
			11・8	神明宮 高力
			3・28	御鍛社 新田
			4・9	永野神社 永野
			10・14	三村神社 長嶺久保田、坂崎

一、警察犬、狩猟犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。

二、人畜その他に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼犬を訓練し、運動させ、又は移動させるとき。

三、所有者が自己の所有し、占有し、又は管理する場所において、おり、さく、へい等を設けて飼犬を収容するとき。

四、前三号に掲げる場合のほか、規則で定めるとき。

(届出等の義務)

第四条、所有者は、飼犬が人をかんだときは、すみやかに所管の保健所に届け出るとともに、その犬を獣医師に検診させなければならない。

(捨て犬の禁止)

第五条、何人も、飼犬を捨ててはならない。

2、所有者は、飼犬が不用になったときは、所管の保健所に届け

出て、その犬の引取りを求めるところができる。

(罰則)

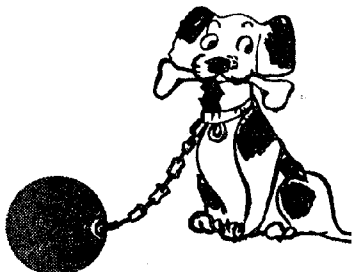
第十二条、次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

一、第四条の規定による届出をしなかつた者。

二、第五条第一項の規定に違反した者。

(施行期日)

1、この条例は昭和四十三年七月一日から施行する。



大型農業機械技術者

養成講習会開催さる

このたび県主催により十一月七日より十二月十三日の間において次のとおり開催されますから受講希望者は十月二十五日までに町産業課まで必要書類(履歴書、戸籍抄本)を添えて願書を提出してください。

講習会計画

○基本運転講習会

大型特殊自動車免許取得を目的とする。

実技試験は、十二月十三日

期日(次のうち希望により選定)

第一回、十一月十七日～十一月二十二日

第二回、十一月二十四日～十一月二十九日

第三回、十二月一日～十二月六日

月二十九日

月二十九日

詳細については町産業課までお問合せください。

○整備実技講習

整備点検の講習を受けようとするもの

○機械化営農実技講習

各種作業機の構造、機能、利用技術の講習を受けようとするもの。

○けん引免許取得講習

けん引免許を取得しようとするもの。

国税の納付には 便利な振替納税を

現在、国税の振替納税の利用者は、国税の納税者(所得税)の約80%に達しています。

まだ、利用されていない方はぜひ便利で合理的な振替納税を利用されることをお励めいたします。

この振替納税は、金融機関の預金口座から税金を引落とし、納付する制度で、税金の納め忘れや準備預金等のためにも大変便利な制度です。

ただいま、未利用者の方には、税務署で、かんしょうを実施中ですのでぜひご協力をお願いします。

なお、振替納税の加入方法については、岡崎税務署徴収課または最寄りの金融機関(農協、銀行、郵便局など)へ申し出てください。

写真コンクール

全国各地に簡易保険融資によるいろいろな施設が完成しております。これらを記録するため下記のように写真コンクールを開催いたします。

1. 作品応募規定

類 材…写真の一部に簡易保険融資施設が必ず入り、季節感、地方色豊かな詩情あふれる作品を希望します。(未発表作品に限る)

サイズ…黑白写真(キャビネ判) カラー写真(プリントでキャビネ判)
いずれもネガ同封のこと。

締切日…第1回 昭和44年10月31日(消印有効)

第2回 昭和45年6月30日(消印有効)

送り先…(〒106)東京都港区麻布飯倉6-13

財団法人

簡易保険加入者協会

審査…主催者で行ないます。

発表…締切後1ヶ月以内に入選者に直接通知の予定

2. 応募細則

1. 応募作品の裏面に撮影場所、融資施設名、撮影年月日および応募者の住所、氏名、職業(勤務先)ならびに画題、データー等を記入した応募票を貼付のこと(幸田郵便局にあります)

2. 応募作品は一切返却いたしません。

3. 応募作品の著作権は主催者に帰属し、事業用として使用します。

4. 融資施設、施設名および場所は、役場または郵便局でおたずねください。

幸田町の施設は次のとおりです。

簡易水道 (450万円)

13号台風の単独災害復旧

(550万円)

神山住宅 (670万円)

その他 (200万円)

納税貯蓄組合連会 創立五周年記念 時局講演会開く

岡崎税務署管内納税貯蓄組合連合会では創立五周年の記念行事として、次により時局講演会を開催します。次により時局講演会を開催します。次により時局講演会を開催します。

講題 最近の国際情勢について

日時 十月七日(火)
午後一時から三時まで

場所 東海銀行 岡崎支店
(五階会議室)

講師 外務省アメリカ局
瀬崎克己氏

幸田土地改良区設立申請 代表者からお願い

このたび幸田町内、農用地全域を区域とする土地改良区を設立する運びとなり来る十月六日までに設立を申請するた

工される町内の水田、既畑、開畑にかんがい配水する施設を維持管理をすることを主な目的とした改良区で町内の農用地所有のかた、および耕作業務を営むかたで組合員となること、または改良区の設立を申請することに同意していただけるかたの署名、捺印を頂くため、地元役員が期日を定めお伺い致します。お承知くださると共にご協力のほどお願い致します。

広報はとして

保管しましょう

作総合開発農業水利事業として施

幸田町農協

総合選果場竣工する

去る九月二十五日午前一〇時よ

り、桐山地区内に建設された幸田農協総合選果場竣工式が、県西三事務所、農協系統各連合会ならびに町、農協、生産者代表および地元関係者など多数のかた出席のもとに執行されました。

この選果場建設に際しては、本町果樹生産農家の熱意にこたえ、農協関係者において本年当初より建設計画が着実に進められ、本町の主要農産物である果樹(みかん、梨、柿など)の流通の近代化をはかり農業振興に寄与することが大いに期待されるところであります。

総合選果場建設の概要は次のとおりであります。

建設位置、幸田町大字桐山字善田山地区

敷地面積、三、六九二㎡

建築面積、一、三八七・七四㎡

構造、鉄骨スレート葺

一部二階建

工事費、三六、二八七千円

内訳、建物一八、九〇〇千円

機械 九、九一五千円

土地 七、四七二千円

着工、昭和四四年五月二一日

竣工、昭和四四年九月一五日

農業改良資金

十月申請は早目に!!

農業者が農業経営又は生活改善を目的として、自主的に能率的な農業技術または合理的な生活方式を導入することを促進し、および農業後継者たる農村青年が近代的な農業経営を担当するにふさわしい者となることを助長するため、農業者等に対する技術導入資金、農家生活改善資金、農業後継者育成資金などを事業費の七〇%を無利子で融資されます。

今回(十月)申請対象となる、取扱資金は次のとおりです。

(1)、肉用牛の放牧及び草生改良を行うための資金

(2)、かんきつ類の異常落葉を防止するために必要な資材購入資金

(3)、かんきつ類の寒害および風害を防止するための必要な資材を購入する資金

(4)、稲の省力を行うために必要な田植機と育苗器の購入資金

(5)、生活合理化をはかるための改善に要する資金

以上の該当資金借入を希望されるかたは農協へ早めに(所定の申込書による)申込みください。

詳細のお問合せは農業改良普及員または町産業課、農協指導部へお願いします。

交通違反につける点数

交通違反の種類	点数	交通違反の種類	点数
酒酔い運転	9	混雑緩和措置命令違反	1
酒気帯び◎印違反	9	○通行帯違反	1
◎無免許運転	8	○軌道敷内違反	1
◎大型自動車無資格運転	8	○右横断方法違反	1
酒気帯び○印違反	7	○横断合図車妨害	1
酒気帯び運転	6	○指定横断当禁止違反	1
過労運転等	6	○車間距離不保持	1
◎速度超過	6	○追いつかれた車両の義務違反	1
○	25km以上	○割込み等	1
○	20km以上未滿	○右・左折方法違反	1
○	25km未滿	○右・左折合図車妨害	1
○信号無視	2	○交差点優先車妨害	1
○通行禁止制限違反	2	○緊急車妨害等	1
○通行区分違反	2	駐停車違反	1
○法定横断等禁止違反	2	無燈火	1
○追越し違反	2	減光等義務違反	1
○路面電車後方不停止	2	合図不履行	1
○踏切不停止等	2	警告器吹鳴義務違反	1
○しゃ断踏切立入り	2	○乗車積載方法違反	1
○優先道路通行車妨害等	2	○定員外乗車	1
○横断歩行者妨害等	2	○積載容量超過	1
○徐行場所違反	2	制限外許可条件違反	1
○指定場所一時不停止	2	○けん引違反	1
○積載重量超過	2	○原付けん引違反	1
○	5割以上	○装置不良	1
○	5割未滿	転落防止措置義務違反	1
○整備不良	2	停止措置義務違反	1
○制動装置等	1	○高速通行路通行車妨害	1
○尾燈等	1	○高速通行路緊急車妨害	1
○安全運転義務違反	2	最低速度違反	1
○幼児等通行妨害	2	○仮免許運転違反	1
○安全地帯徐行違反	2	保管場所法駐車違反	1
○高速自動車国道措置命令等違反	2		
○高速通行路横断等禁止違反	2		
○免許条件違反	2		



(完成された桐山選果場)

運転免許の点数制度

が実施されます

十月一日から運転免許の点数制度が実施されます。この制度は、運転者が交通違反をしたり、交通事故を起こしたりすると、その内容に応じて定められた点数をつけ、合計点数によって運転免許の停止や取消し等の処分をします。

交通事故の点数被害の内訳により、次の六種数になっています。

交通事故の種類	責任の軽重	点数
死亡	重いとき	十三点
重傷	重いとき	九点
軽傷	軽いとき	六点
軽微な被害	軽いとき	四・六・九点

勤労者協議会だより

坂崎 高力 間にバス停ができました

幸田町勤労者協議会は、地元利用者が永年の要望事項でありました小道地区にバス停新設の運動を進めてきましたところ、九月十六日から設けられ南坂崎と名称も決まりました。また、快速バス停留所も坂崎・三ヶ根駅前につづいて高力、幸田町役場前にも停車させることができました。

幸田町勤労者協議会は、会員の共通し福祉向上を図るため、結成以来五年間積極的に関係機関に対して要望、請願運動をつづけております。

中央公民館の建設、道路の舗装、

(申込先)

- 坂崎学区 広間典幸
- 幸田学区 山中敏男
- 荻谷学区 野沢 弘
- 豊坂学区 林 勝男
- 深溝学区 市川登喜次

電話番号が変ります

町内の公社電話がご承知のように十月二十四日

(金)午後二時からダイヤル式になります。

それにともない市外局番も電話番号も変わります、また、火災・盗難のような緊急電話が開通いたしますからご承知ください。

市外局番は(〇五六四六)

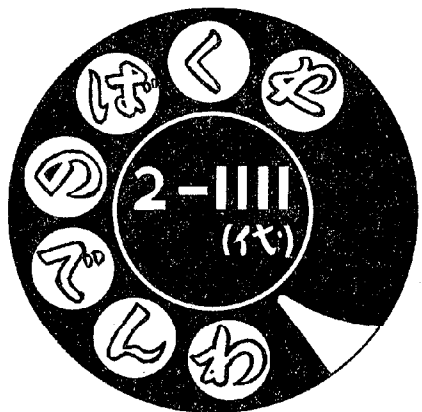
行政相談週間

行政管理庁では、全国一斉に、きたる一〇月一二日(日)から一週間行政相談週間を実施します。

この制度は恩給・年金・登記・国税・保険・生活保護・環境衛生・農地・郵便・道路・交通・公営住宅・河川・公害その他国鉄・電々・専売・公団など、皆さんの生活のすみずみまで関係している役所の仕事で困っておられることについて、相談に応じ解決の促進をあっせんする制度です。

行政相談員

成瀬 泉氏(鷺田区)
(有放 二八五五番)



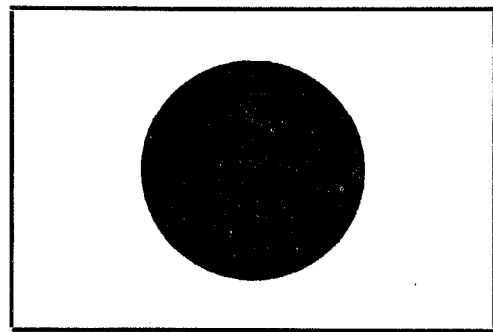
ガジは二九番

とほは二〇番

法律(家事)問題相談の

お知らせ

日時 11月2日 午前10時～正午
場所 岡崎市民会館
主催 名古屋大学学生法律相談室



10月10日 体育の日

自動車税の納税は

お早やめに

十月十五日から十月三十一日まで

十月は、自動車税の後期分を納税していただく月です。

県からお届けする納税通知書によって、三十一日までに、県の事務所窓口、銀行、信用金庫、郵便局へ納税してください。

納税通知書には、車検に必要な「納税証明」欄が設けてあり、ここに領収印の押された領収証が納税証明書の役割をするようになっていますので、この領収証の車検場に呈示して車検を

受けてください。

納税が遅れますと延滞金を余分に納め、また、納税証明書の交付を受けるため県の事務所まで出向いていただかねばなりません。

自動車税は、期限までに必ず納めましょう。

なお、自動車を廃車されたり、譲渡された場合は廃車手続きや、名義変更手続きをすぐ済ませませんといつまでも所有者として、納税通知書を送付しますので、このような手続きは、確実に行なうよう注意してください。

雇用促進融資第二次募集のお知らせ

岡崎公共職業安定所

本年度雇用促進融資の募集は、当初1回限りということ
で去る4・5の2ヶ月間にわたって実施し、相当数の借受
申請がありました。借受希望事業主の要望等を考慮し、
更に第二次募集を下記のように9月1日から実施して
おりますので、この制度を有効にご活用ください。

なお雇用促進融資とは、企業の労働力確保を援助するた
め、公共職業安定所の紹介で労働者を雇い入れる事業主
(事業主の団体を含みます)のかたに対して、労働者住宅、
保健施設、給食施設、教養文化施設等の福祉厚生施設や教室、
実習場等の事業内職業訓練施設のほか、身体障害者の
作業施設や建設業、水産加工業で年間を通じて事業を行ない
労働者を就労させるために必要な通年雇用設備等の設置
または整備に必要な資金を長期、低利に融資する制度です。

記

1. 受付期間

融 資 区 分	受 付 期 間
労働者住宅	昭和44年9月1日～10月31日
福祉施設	〃
事業内職業訓練施設	昭和44年9月1日～11月29日
通年雇用設備(水産加工業)	〃
〃 (建設業)	〃
身体障害者作業施設	〃

(注) 今回の募集のうち労働者住宅および福祉施設の募集
対象は、中小企業およびその団体に限る。

2. 貸付対象となる施設

- (1) 労働者住宅、社宅、寄宿舎など。
- (2) 福祉施設
 - イ 保健施設 浴場、体育施設など、
 - ロ 給食施設 食堂、炊事場など
 - ハ 託児施設 託児所など
 - ニ 教養文化施設 集会室、図書室など
 - ホ 購買施設 売店など

- (3) 事業内職業訓練施設
職業訓練を行なうための教室、実習場および機械
- (4) 通年雇用設備
 - イ 建設業 除雪用ブルドーザー、ポータブルヒー
ター、スチームクリーナー、コメット
(熱風機)、被服乾燥器、温水器、テ
ント、ボイラー、移動宿舍など
 - ロ 水産加工業 冷蔵、冷凍設備、乾燥設備および
暖房設備
- (5) 身体障害者作業施設
作業場および機械

3. 貸付金の額

雇い入れる労働者の数に応じて貸付けるもので貸付金の
額は建物の構造別、地域別により定められた標準建設費
および土地の標準価格に基づいて算定され、その融資率
は中小事業主90%以内、その他の事業主(大企業)の場
合は70%以内または80%以内です。

4. 利 率

- 大企業 年7分
- 中小企業 年6分5厘

5. 償還期間

- (1) 労働者住宅については次のとおりです。耐火構造30
年以内簡易耐火構造20年以内その他構造18年以内
- (2) 福祉施設事業内職業訓練施設、身体障害者作業施設
については次のとおりです。
耐火構造 20年以内 } 据置期間1年以内を含む
その他構造 15年 " }
設備備品の 5年以内、据置期間6ヶ月以内を含む
購入
- (3) 通年雇用設備については次のとおりです。
建設業 5年以内、据置期間6ヶ月以内を含む
水産加工業 7年以内据置期間1年以内を含む

6. 申 込 先

建設予定地における取扱金融機関で受付ます。

7. そ の 他

この融資に関する詳細は安定所にお問い合わせください。

料理飲食等消費税が

十月一日から改正されます

地方税法が昭和四十四年
四月九日に一部改正され、
これに伴ない料理飲食等消
費税が十月一日から次のよ
うに改められます。

一、飲食店等における飲食
の免税点が八〇〇円(改
正前六〇〇円)に引き上
げられます。

二、前もって食券を買うよ
うになっている店で、提
供品目ごとに料金を支払
う飲食の免税点が一品四
〇〇円(改正前三〇〇円)
に引き上げられます。

三、旅館における宿泊の料
金(一泊二食の料金およ
びこれにともなう飲食料
金(遊興をともなわない
夕、朝食時の追加料理の
料金)の免税点が一、六
〇〇円(改正前一、二〇
〇円)に引き上げられま
す。

四、税率が一〇%に統一さ
れます。(改正前は、旅
館における宿泊の料金に
対しては一〇%、遊興、
飲食、休けいの料金に対
しては一人一回三、〇〇
〇円以下のとき一〇%、
三、〇〇一円以上のとき
一五%)

五、公給領収証が料理店や
バー、キャバレー等から
適正に交付されているか
を確認するため遊興、飲
食等にかかる料金および
料理飲食等消費税を支出
した法人等に対して県の
徴税吏員の質問検査権の
規定が新設されます
//公給領収証は必ず受け
取りましょう//

住みよい郷土をつくる
郵便貯金
奨励運動はじまる

十月一日

十月三十一日

税の知識

軽油引取税

軽油引取税は、県税として、通常は特約業者または元売業者から軽油を引き取ったときにかかる税金で消費者が支払う軽油代金の中には税金が含まれていますが、ただし、小売業者が、軽油以外の油を混和し、または、軽油以外の油に軽油以外の油を混和して、それぞれ軽油を製造して販売した場合も課税されます。

また、自動車の保有者が軽油以外の油(揮発油を除く)を自動車のエンジン用として消費した場合も課税されます。

軽油引取税の税率は次のとおりです。

- 一キロリットル当り 千五百円
- ドラム缶(二百ℓ入)一本当り 三、〇〇〇円
- 一ℓ当り 一五円

この税金は、特に、使いみちが法律で定められており、道路の新設、補修などの道路事業にあてられます。

昭和四十四年度秋期予防接種

① 種とう	期日	実施場所	時間	区域
10月1日	坂崎小学	三・〇〇	学区	
10月2日	幸田	〃	〃	
10月3日	荻谷	〃	〃	
10月14日	深溝	〃	〃	
10月16日	豊坂	四・三〇	〃	
② 種とう検査	10月9日	坂崎	二・〇〇	〃
	10月11日	幸田	二・〇〇	〃
	10月11日	荻谷	三・〇〇	〃

① 百日咳ジフテリア 第一回	10月21日	深溝	三・三〇	学区
		豊坂 <td>四・〇〇 <td>〃</td> </td>	四・〇〇 <td>〃</td>	〃
② 百日咳ジフテリア 第二回 <td>10月22日</td> <td>坂崎 <td>三・〇〇 <td>〃</td> </td></td>	10月22日	坂崎 <td>三・〇〇 <td>〃</td> </td>	三・〇〇 <td>〃</td>	〃
	10月23日	幸田 <td>〃</td> <td>〃</td>	〃	〃
	10月24日	荻谷 <td>〃</td> <td>〃</td>	〃	〃
	10月29日	深溝 <td>〃</td> <td>〃</td>	〃	〃
	10月30日	豊坂 <td>〃</td> <td>〃</td>	〃	〃
③ 混合	11月26日	母子センター	〃	坂崎小学区
	11月27日	〃	〃	荻谷小学区
		〃	〃	深谷小学区

職員の紹介

このたび次のとおり異動がありました。

九月三十日付(退職)
日高啓二(産業課)

「法の日」を迎えて

わたたくしたちは、だれでも平和な社会の中で、しあわせな生活を送りたいと願っています。このためには、わたたくしたちひとりひとりの自由が、隣人の侵害から、さらには、国家権力の不当な行使から保障されることが必要です。実は、わたたくしたちがこの自由を保障してくれるのが法律なので

法律は、ひとりひとりに許された自由の範囲を決め、その範囲内各人の自由を保障すると同時に、他人に認められた自由を侵さないように、いろいろ取り決めをしています。自分勝手なことをし、他人の自由を認めない人には、法律は味方をしていただけでなく、制裁を加えることすらあります。わたたくしたちは、法律を守ることが、お互いの自由を尊重することにもなり、ひいては平和な社会を維持することにつながることを、よくかみしめなければなりません。

「十月一日」は「法の日」であります。これは、国民ひとりひとりが法を理解し、法を尊重する精神を高めるために、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会の提唱により、昭和三十五年に設けられたもので、今年はその第十回目にあたります。

昨今、公害や、学園紛争、交通事故などの激増により、わたたくしたちの社会生活はおびやかされつつあります。わたたくしたちは、この「法の日」に際して、法を尊重することの重要性をあらためて認識するとともに、日ごろ自分が法を軽視したり、破ったりしていなかをよく反省して、法の目的とする平和な社会を築くよう努力しようではありませんか。

③ インフルエンザ 第一回	10月31日	坂崎小学	三・〇〇	学区
	11月11日	幸田	〃	〃
	11月13日	荻谷	〃	〃
	11月14日	深溝	〃	〃
	12月4日	豊坂	〃	〃
④ インフルエンザ 第二回	11月6日	坂崎	〃	〃
	11月17日	幸田	〃	〃
	11月18日	荻谷	〃	〃
	11月21日	深溝	〃	〃
	12月11日	豊坂	〃	〃

◎ 種とう受ける者

① 昭和四十三年十二月一日から昭和四十四年七月三十一日まで
の出生者

② 昭和四十五年四月(来年)小学

◎ インフルエンザ 二回法

生後三ヶ月以上の者
料金 一回につき

① 生後三ヶ月～六才未満 七〇円
② 六才以上～十五才未満 九〇円
③ 十五才以上 一三〇円

戸籍移動

おめでとーございませう (届順)

出生児	父	区名
鴨下 充男	正二	鷺田
本多 恭子	節夫	岩堀
三田 俊郎	七郎	〃
中村知加子	稔夫	〃
酒井 基之	誠一	大草
鈴木桂奈子	博和	岩堀
近藤 洋子	重行	坂崎
太田 佳晴	好司	荻谷
村上 誠	昭一	坂崎
斉藤 譲一	忠雄	里
平井 芳枝	鐘二郎	桐山
三浦 真一	孝一	荻谷
伊福 昭雄	静雄	〃
内田 美和	義延	荻
山本 貴美	一男	坂崎

太田 光治	光男	〃
松下 明	まさの	荻谷
吉田 幸枝	信行	六栗
杉山 達哉	博治	〃
小川 伸司	ヒサ	荻谷
梅田 和代	好一	岩堀
岡部さとみ	正一	六栗
おくりやみ申し上げます		
死亡者	年令	世帯主
金子壽美代	44才	二三夫
柴田 トミ	58才	圭吾
安藤栄太郎	63才	晴通
稲吉 たけ	95才	金造
大石 志ま	63才	伊之助
伊野 さだ	85才	一彦
山木 なを	67才	久松
三浦 真一	一ヶ月	孝一
都築 清次	75才	本人
石川 よう	82才	本人
坂崎	坂崎	横落

税のこよみ

(10月)

国 税

所得税 特別
農業所得者に
予定納税基準
額、予定納税
額の通知は十
五日まで(本
町には該当者
なし)

△法人町民税(八月決算法人)の
申告と納税は月末まで
△国民健康保険税第三期分の納期
限は、二十八日まで
△県 税
△個人県民税第三期分は、個人町
民税と同時に、納期限は、二十八
日まで
△法人県民税および法人事業税
(八月決算法人)の申告と納税は
月末まで
△自動車税(後期分)の納税は、
月末まで

地 方 税

町 税
△個人町民税第三期分の納期限
は、二十八日まで

たばこは町内で買いましょう

10月当直医日割表

5日	神谷 医院	幸田局 212
10日	浅井 医院	10
12日	鈴木厚生医院	20
19日	上田 医院	52
26日	鴨田幸田診療所	151

昭和四十四年度畜犬登録 第二回 狂犬病予防注射実施

秋の狂犬病予防注射および登録
(春に登録の済んでいない犬)を
実施いたしますから飼育者は必ず
受けてください。
料金および日時は次のとおりで
す。

一、注射料 二〇〇円
一、手数料 六〇円
ただし春に登録の済んでいない
犬は別に登録料として三〇〇円必
要です。

清潔な明るい町に 秋の大掃除実施

秋の大掃除のシーズンがやって
きました。各家庭で大掃除を実施
し清潔で明るく健康な生活環境を
作り氏神様のお祭りの準備をいた
しましょう。今回は左記の場所を
特に検査いたしますのでしっかりと
掃除してください。

一、便所
一、下水溝、排水口の清掃整備
一、炊事場等
検査日時は次のとおりです。

月日	曜日	実施場所	時 間	区 域
十・二二	水	逆川集荷所 上六栗 桐山	一時～一時三〇分 一時五〇分～ 二時四〇分 二時五〇分～ 三時四〇分	逆川 上六栗、六栗 桐山
十・二三	木	野場公民館 幸田役場	一時～二時 二時三〇分～四時	野場、須美、永 野、新田 全地域
十・二四	金	荻谷小学校 深溝	一時～二時三〇分 二時五〇分～ 四時一〇分	荻谷、幸田、荻 三栗 市場、里、海谷
十・二七	月	坂崎 幸田	一時～二時三〇分 二時四十五分～ 四時十五分	坂崎、久保田、 大草、高力、鷺 田、岩堀

月日	曜日	区 名
九・二九	月	長嶺、久保田、 坂崎
九・三十	火	大草、高力、鷺 田
十・一	水	幸田、荻谷、荻 岩堀、横落、二 栗
十・二	木	六栗、上六栗、 桐山
十・三	金	里、市場、海谷
十・六	月	永野、新田、須 美
十・七	火	野場、逆川
十・八	水	